

働きながら介護をされている方へ

両立を支援する制度が利用できることをご存じですか？

介護関係の制度における要介護状態

負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態

対象家族

配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹及び孫



介護休業

- ・ 要介護状態にある対象家族を介護するために休業できる制度です。
 - ・ 対象家族1人につき**通算93日**まで取得できます。
 - ・ **3回まで分割**して取得することができます。
 - ・ 介護休業は原則無給ですが、雇用保険の被保険者の方は一定の要件を満たすと**介護休業給付**の支給を受けることができます。
- ※介護休業給付についての詳細は、公共職業安定所（ハローワーク）にお尋ねください。

有期契約労働者でも、次の要件を満たせば取得できます！

- ①入社1年以上であること。
- ②介護休業を開始しようとする日から93日経過日から6か月を経過する日までに労働契約が満了し、更新されないことが明らかでないこと。

介護休暇

- ・ 要介護状態にある対象家族の介護その他の世話をを行うために、休暇を取得できる制度です。
 - ・ 1年に**5日**（対象家族が2人以上の場合は**10日**）まで取得できます。
 - ・ **1日または半日**（所定労働時間の2分の1）**単位**で取得できます。
- ※「その他の世話」とは、対象家族の通院等の付添い、対象家族が介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行等のことです。

こういう方におすすめです！

- ・ 休業するほどではないけれど、1日だけ休みたいという方
- ・ 年休が少ない・使いにくい状態の方

所定外労働・時間外労働の制限

- ・ 要介護状態にある対象家族を介護する労働者が請求した場合、**所定外労働**（いわゆる残業）もしくは制限時間（1か月につき24時間、1年につき150時間）を超える**時間外労働が免除**されます。
- ・ 1回の請求は1か月以上1年以内の期間で行い、**何回でも請求**できます。

深夜業の制限

- ・ 要介護状態にある対象家族を介護する労働者がその家族を介護するために請求した場合、**深夜**（午後10時から午前5時）における**労働が免除**されます。
- ・ 1回の請求は1か月以上6か月以内の期間で行い、**何回でも請求**できます。

所定労働時間短縮等の措置

- ・ 次のいずれかの措置を講じることが事業主に義務付けられています。
 - ★ 所定労働時間を短縮する制度
 - ★ フレックスタイム制度
 - ★ 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ
 - ★ 労働者が利用する介護サービスの費用の助成その他これに準ずる制度
- ・ 対象家族1人につき、**利用開始の日から連続する3年以上の期間に、2回以上取得**できます。



ご不明な点は**佐賀労働局 雇用環境・均等室**へご相談ください！

☎0952-36-6205

〒840-0801 佐賀県佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第二合同庁舎

<http://saga-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

常時介護を必要とする状態の判断基準、対象となる労働者の要件、手続きなどの詳細に関しては、各種パンフレット、厚生労働省ホームページなどでも確認できます。

育児関係制度、男女雇用機会均等法、パートタイム労働法についてもご相談を承っております。